

## 償却資産（固定資産税）の申告



会社や個人事業主が、その事業のために用いる資産（土地・家屋を除く）を償却資産といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、申告が義務付けられています。

◎対象 構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具および備品、建物附属設備等の事業用資産

◎申告方法 税務課に備付けの申告書に記入し提出（郵送、WEB申請でも可）

※過去に増減申告をし、償却資産課税台帳に登録されている人には、12月中旬に申告書を郵送します。

※WEB申請を利用する場合は、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページから申告してください。



◎提出先 税務課、山陽総合事務所

◎提出期限 令和8年2月2日(月)

### 太陽光発電設備の申告

#### ■対象資産

太陽光パネル、接続ユニット、架台、電力量計等

次の①か②に該当すると、償却資産として申告する必要があります。

①法人や個人が事業用として設置した場合

②個人が住宅等に設置した発電設備で、発電出力が10kW以上である場合

※全量・余剰売電の契約の種類に関わらず、申告が必要です。

問税務課（☎ 82-1127）

## 売土地

水道局では、水道用地を一般競争入札により売り払いします。

物件番号 1	
所在地	大字小野田字石河内 11395 番
登記地目	山林
登記簿面積	2,729m <sup>2</sup>
予定価格	2,183,200 円
入札実施日	1月7日(水) 10:00

◎現地説明会 12月12日(金)

※12月11日(木)までに事前予約してください。

◎入札場所 水道局2階大会議室

◎申込期限・方法 12月15日(月)までに水道局に備付けの申込書に記入し提出

※物件情報および申込書は、水道局ホームページからもダウンロードできます。



問・甲水道局総務課（☎ 83-4111）

## 水道用地を売り払います